

市長会見の項目（概要）

と き：令和2年6月4日(木)14:00～
ところ：市政記者室

■ 学校等の臨時休業措置に伴う大阪市立有料自転車駐車場の学生定期利用券の取り扱いについて

＜担当：建設局企画部方面調整課自転車対策担当 電話：06-6615-6683＞

【フリップ（あり）】

- ◆新型コロナウイルス感染症（COVID-19）にかかる影響が長期化する中で、困難や不安を抱えている学生への修学支援の一環として、学校等の臨時休業措置に伴い、大阪市立有料自転車駐車場を利用しなかった学生定期利用者に対し、利用期間延長または定期利用券の解約・料金の還付を行う。
- ◆具体的には、
 - ・令和2年3月・4月・5月分を含む定期利用券を購入した、高校生以下の学生利用で、一度も利用しなかった月分
 - ・令和2年4月・5月分を含む定期利用券を購入した大学生や専門学校生など18歳以上の学生利用で、一度も利用しなかった月分を対象とする。
- ◆受付期間は、利用期間の延長の場合、本日6月4日（木）から開始し、定期利用券の解約・料金の還付の場合は、6月15日（月）から開始する。期限はどちらも令和2年12月31日（木）までとする。
- ◆各自転車駐車場の管理事務所で、所定の様式に記入のうえ申請していただく。
なお、還付金については、窓口（各管理事務所）で現金還付する。
詳しくは、大阪市ホームページ「学校園等の臨時休業措置に伴う大阪市立有料自転車駐車場の学生定期利用券の取り扱いについて」をご確認いただきたい。
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響による、家計急変などの経済的に困難な状況を少しでも緩和し、円滑な修学を支援していく。